

第2回アジア・太平洋水サミット

連合からのメッセージ

2013年5月

～良好な水環境とその恩恵をすべての人に～



水はすべての生命の源であり、わが国のみならず全世界の社会・経済の基盤とも言える重要かつ貴重な循環資源です。したがって、将来にわたって国民・人類がその営みを維持・発展させていくためには、健全な水環境を持続的に保全することが不可欠であり、限りある水を適切に利活用していく必要があります。

日本の労働組合のナショナル・センターである私たち連合は、「地球環境保全は人類の責務」という基本認識に立ち、持続可能な社会を次世代に引き継ぐこと、持続可能な開発に向けた国際協力を実現すること、そしてグリーンでディーセントな雇用を確保・創出することなどをめざし、地球環境保全に向けた取り組みを進めています。その中には、最重要課題のひとつとして水問題の解決が含まれます。

世界人口が70億人に到達したと推計されています。国内外において、誰もが良好な水環境、それがもたらす恩恵を享受することができる社会を実現することは、ますます重要性、緊急性が高まっています。連合としても連帯と支えあいの精神で、引き続き世界の仲間の皆様とともに真摯に取り組んでいく所存です。

日本労働組合総連合会 会長 古賀 伸明



連合は、日本の労働組合のナショナル・センターです。

53の「構成組織」（産業別労働組合など）が加盟し、全国47都道府県に「地方連合会」をおいています。

組合員は約680万人。すべての働く人たちのために、雇用と暮らしを守る取り組みを進めています。

「東日本大震災」の津波の被害と連合の取り組み

津波が一瞬にしてすべてを奪い去った・・・

2011年3月11日、マグニチュード9.0という国内観測史上最大規模の巨大地震が、東北地方を中心とする日本を襲いました。

そして、地震発生直後から、場所によっては波高10m以上、最大遡上高40.1mにも上る、かつてない記録的な巨大津波が到達し、沿岸地域に甚大な被害をもたらしました。「東日本大震災」による死者は15,883人、重軽傷者は6,143人、警察に届出があった行方不明者は2,681人と発表されており（2013.4.10現在）、特に巨大津波により多くの方が犠牲になりました。



沿岸地域を飲み込んでいく「巨大津波」



「連合・救援ボランティア団」の作業のようす

連帯し支え合う・・・救援ボランティアを派遣

連合は、「東日本大震災」発生以降、半年余りにわたって組織内・街頭での「災害救援カンパ」を展開し、同時に被災地への支援物資の提供などを組織内に呼びかけました。

また、3月末からは被災地に「救援ボランティア」を派遣しました。ボランティア派遣は延べ人数で約35,000人を数えました。この活動は、労働運動の社会的責任を担うとともに、連合による「地域に顔の見える運動」の具体化としても貴重な取り組みとなりました。

自然災害に強い国土づくりに向けて・・・

震災から2年を経過した今も、被災地は多くの課題を抱えています。連合は、政府に対する政策の要請活動など、一日も早く被災地の復興・再生が進められるよう取り組みを続けています。また、わが国全体として今後起こりうる地震や津波などの災害に備え、各種社会インフラの整備、市民教育の充実など、ハード・ソフト面双方の取り組みの推進を求めています。



連合の日本政府に対する要請行動のようす

タイ洪水に寄せて・・・

2011年に発生した「タイ洪水」は、甚大な被害を及ぼしました。まずは、洪水でお亡くなりになられた方々へのご冥福を心から申し上げますとともに、被災された皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

この洪水は、多くの方の生命や財産を奪ったばかりでなく、アジア・太平洋地域をはじめとする世界中の大きな経済損失をもたらしました。

「水基本法(仮称)」の制定に向けて

かねてより、21世紀は飲用、農業、産業などの面で、水の確保が経済的・戦略的に重要な問題になると考えられており、「21世紀は水の世紀」とも言われています。

2010年7月の国連総会の場において「安全で清潔な水と衛生設備は基本的人権である」との決議が行われましたが、今なお、開発途上国に暮らす約9億人の人々が安全な水を利用できず、また約25億人の人々が、基本的な衛生施設を利用できないでいます。

そして、安全な水へのアクセスは、わが国においても将来的に約束されたものではないことを十分に認識し、主体的な対策を講じていく必要があると考えています。



だれもが良好な水環境およびそれがもたらす恩恵を享受する権利を有する・・・

このような環境の中、連合は2001年より、以下の考え方を基本に、水行政のあり方をこれまで以上に前進させ、現在及び将来の国民生活向上・自然環境保全する「水基本法(仮称)」の制定に向けた取り組みを続けてきました。

- 水を人々の基本的人権に基づく公共財と位置付ける。
- 水行政の一元化・総合的な水管理制度を確立する。
- 水環境への負荷を最小化する。
- 水は流域単位で広域的に利用・管理する。
- 水に関する国際協力・国際貢献を推進する。



「水はすべての人の基本的人権です」
第3回「世界水フォーラム」(2003年)でのアピール

現在、この連合の考え方が多く反映された「水循環基本法案」が超党派の議員連盟で策定され、国会への上程が待たれているところです。連合はこの法案の早期制定に向け、自治労、全水道などの構成組織との連携をはかりつつ、引き続き取り組みを進めていきます。

まさに水問題に対する備えは、一国の問題ではなく、各国が連帯して取り組まなければならない問題であることを示しました。

日本は、「東日本大震災」の際に多大なる各国の支援を受けました。一方、連合も含め日本からも、「タイ洪水」の際には支援をしました。

このような、犠牲者の救援・支援、さらには各国の防災・減災体制の整備に向けた、国際的な相互協力体制が、より強化されることを願っています。



義捐金の進呈 フォートラウンタイ王国大使(左)古賀会長(右)

「第2回アジア・太平洋水サミット」に対する 連合の基本的な考え方

私たち連合は、「第1回アジア・太平洋水サミット」で合意された「別府からのメッセージ」の内容を踏襲しつつ、以下の内容が、サミットで取りまとめる予定の「チェンマイ・メッセージ」に含まれ、今後のアジア・太平洋地域の水に関する諸問題の解決に向けた合意がはかれることを求めます。



①水と公衆衛生

- a) 水は基本的人権であり、だれもが良好な水環境及びそれがもたらす恩恵を享受し、健康で衛生的な生活が保障される権利を有することを確認する。
- b) 安全な飲料水と基礎的な衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する「ミレニアム開発目標（以下、MDGs）」達成に向けた取り組みを優先的に推進する。また、ポストMDGsの検討動向を踏まえ、2015年以降の目標設定のあり方を確認する。

②健全な水環境の保全

- a) 水資源の確保及び持続可能な利活用をはじめ、水に係るアジア・太平洋地域における安全保障を確立し、生活の維持向上と生態系及び健全な水循環の保全をはかる。
- b) 持続可能な開発を促進するための国際的な経済基盤を継続して整備・拡充し、新たな投資や途上国への支援などを促進する。
- c) 健全な水環境の保全に向けた、人材育成ならびに教育の確保を強化する。

③災害予防・対策

- a) 洪水、干ばつ、その他水関連災害の発生の防止、削減するとともに、犠牲者の救援、支援に向けた、国際的な協力体制を強化する。

④各国の結束と協力

- a) 各国及び多様な主体が、合意事項に基づき責任ある行動を継続するとともに、そのために必要な協力のためのプラットフォームを整備・強化する。



森の町内会
問伐に寄与する紙
www.mori-cho.org